クリスティン・コースガード「反省の権威」1

1 導入

まずコースガードは、彼女自身の「規範性の理論」を概観する。コースガードによれば、近代道徳哲学ではさまざまな形で規範性が論じられてきた。主意論(voluntarism)と実在論(realism)の場合には、道徳や責務の根拠に関する議論に弱点があり、むしろ道徳の根拠を道徳感情や性向などの人間本性に求める「反省的是認論(reflective endorsement theory)」が有望だとコースガードは考えている。ただし、われわれに対して規範性をもつのは性向ではなくむしろそこから生じる個々の動機や衝動であるので、それぞれの衝動が行為の理由として採用されるための「規範性のテスト」を人間本性として論じる必要がある。コースガードの「規範性の理論」のポイントは、彼女自身の言葉によって次のように要約されている。(1)自律は責務(とりわけ自分自身に義務を負わせる能力)の源泉である[本要約2節]。(2)われわれは「道徳的」責務(人間であることそのものに対す

[「]本稿で紹介する「反省の権威」は、1992 年に行なわれた「規範性の源泉」と題するタナーレクチャーのうちのひとつである。論文としては、1994 年に出版された *The Tanner Lectures on Human Values*, vol. 15, edited by Grethe B. Peterson (Salt Lake City: University of Utah Press, 1994)が初出であり、それを加筆修正したものが著書 *The Sources of Normativity* (Cambridge University Press, 1996)に収録されている。

ここでは、コースガードの論文「反省の権威」での議論を基本的に彼女自身の立論の流れにしたがって要約する。なお、要約にあたって参照にしたテキストは、*Moral Discourse & Practice*, edited by Stephen Darwall, Allan Gibbard, Peter Railton (Oxford University Press, 1997)に再録されたものである。

る責務)を有する[同 3 節]。(3)われわれは、自分自身に責務を負わせることが可能なのだから、他の人々によって責務を負わせられることも可能である[同 4 節]。 (4)われわれは他の生物に対して責務を有する[同 5 節]。さて、今回は、特集全体の狙いと紙幅の制約を考慮して、(4)に関する議論については省略させていただく。

2 問題と解決

コースガードが議論の出発点とするのは、「反省的である」というわれわれの 心の基本構造である。人間はこの反省的な心ゆえに自分の知覚や欲求について 一歩下がって考えることができる。このことは、ある欲求に基づいて行為しよ うとする場合にわれわれはその欲求に基づくための「理由」を必要とすること を意味する。そして、「ある欲求が行為の理由である」という決定は「わたしは その欲求を反省的に是認する」という決定に他ならない。ただし、この反省的 是認論をとるならば、こうした反省的是認の根拠を示す必要がある。そこでコ ースガードは意志の「自由」に関するカントの議論を援用してこの要求に応え る。

カントは、自由意志を「他のいかなる原因によっても決定されずに効力をもつ理性の因果律」と定義する。この定義には、自由意志が満たすべき二つの条件が示されている。第一に、自由意志は因果律なのだから、何らかの法則に従っていなければならない。そして第二に、自由であるには意志はそれ自身の法則をもたねばならない。カントによれば、それは「法則となるようわれわれが

意志しうるような格律にのみ基づいて行為する」ことを命じる「定言命法」に 他ならない。自由意志に要求される法則は自律的かつ形式的法則であり、それ は「定言命法」と一致する。

コースガードはさらに「定言命法」と「道徳法則」を区別し(ちなみにカントはこの区別をしていない)、自由意志の法則は「定言命法」であり、「道徳法則」は「目的の国」の法則であるとする。コースガードによれば、「定言命法」は形式的であるが、「道徳法則」は自由意志の法則の適用範囲が確定されることによって実質を与えられるものである。それゆえ、「われわれは定言命法によって拘束される」ということを示す議論によっては「われわれは道徳法則によって拘束される」ということは示されない。ここには、「行為者が自分自身を目的の国の市民だと考える」という別のステップが必要である。

コースガードによれば、「定言命法」に実質を与えるのは「実践的アイデンティティ」である。「実践的アイデンティティ」とは、自分の行為を「行うに値する」と評価する際に依拠される記述(たとえば、性別、信仰、帰属、職業など)である。そもそも人間の心の反省的構造ゆえにわれわれは自分の選択を統制する「自己」なるものを構想する。この構想によってわれわれは自分自身を理由の源泉とみなし、われわれは自分自身に対する法則となる。これこそがわれわれの「規範性の源泉」である。またコースガードは、ある欲求にもとづいて行為する、という格律がアイデンティティと矛盾せずに実行可能な場合、その欲求は行為の理由となり、アイデンティティと矛盾する場合には、そうした行為を回避することが責務となる、と考える。ただしこの責務は、従わなければ自

らのアイデンティティを否定することになるため、「完全」かつ「無条件的」であるとされる。これにより「自律が責務の源泉である」ということが示されたことになる。ところで、自分自身をどのようなものと考えるのかに応じて、自分が自分に対してどのような法則になるのかが決定されるため、形成されるべき実践的アイデンティティとは何なのかが重要な争点となる。たとえば、自分を情念の奴隷だと考えるなら、自分は自分に対して放縦者の法則であるし、目的の国の市民だと考えるなら、自分は自分に対して目的の国の法則(つまり道徳法則)である。この点で規範性一般についてはまだ相対主義の入り込む余地を残しており、道徳的責務を論じるにはまた別のステップが要求されるのである。

3 道徳的責務

この節でコースガードは、共同体主義者やカントの議論を引き合いに出して、 道徳的責務を生じさせる実践的アイデンティティの採用について相対主義的な 主張が力をもたないことを示そうとしている。たとえば、罪、不名誉、道徳的 不正はすべて、やってはいけないことの構想である。そして、それぞれの構想 の背後には、損なわれてはならないアイデンティティが存在している。それは、 罪であれば神の眼中にある私の魂であり、不名誉であれば世間における私の評 判である。道徳的不正の場合それは、啓蒙された世界における「人間であること(人間性)そのものに対する関係」である。すると、道徳的責務とは、「人間で あることそのものに対する関係」を損なうような行為を回避すべし、という責 務に他ならない。したがって、道徳的責務の発生に相対主義の余地を与えない ためには、われわれが「人間であること」を必然的に是認する、ということが 示されねばならない。

これについてコースガードは、カントの「人間性の定式」と共同体主義的自己観をもちだして論じる。カントによれば、あらゆる価値が価値をもつのはそれが自分にとって重要だからである。それゆえ、価値を認めるためにはそもそも自分自身を重要なもの(価値あるもの)だとみなさなければならない。そして、価値の源泉としての自己は、それ自体として価値をもつのでなければならない。ただし、この「自己」は、反省的な意識構造をもち(コースガードの考える人間本性の事実)、かつ、共同体の中で生きる必要のある動物としての人間である(共同体主義の議論を参照して導かれる人間の事実)。したがって、自己がそれ自体として価値をもつと認めることは、「人間であること(人間性)」そのものを是認することに他ならない。

以上より、ひとは理由(ある選択肢に価値を認めること)なしに行為することはできず、かつ、理由(価値)の源泉は自分の「人間であること(人間性)」であるがゆえに、ひとは自分の「人間であること(人間性)」を是認しなければ行為することができない、と結論される。したがって、われわれは行為する以上、「人間である」という実践的アイデンティティを損なうような行為を回避しなければならないという責務、すなわち道徳的責務を負わざるをえないのである。

4 互いに責務を負わせる

ここまでは自分自身に対する責務が論じられてきたが、次に問題となるのは

他者に対する責務である。これまでの議論の流れにしたがえば、私が自分に責務を負わせるのは私が自分自身を意識しているからであった。ということは、 あなたが私に責務を負わせるのなら、私があなたを意識していなければならないことになる。それはつまり、あなたが私の反省の中に侵入するということである。コースガードはいくつかの形で、他者が私の、私が他者の反省の中に侵入しうることを示している。

まず第一にコースガードは、ウィトゲンシュタインによる私的言語の不可能性の議論を援用する。すなわち、言葉の意味の規範性ゆえに私的言語が不可能であるのとパラレルに、実践的理由の規範性ゆえに私的理由は不可能である、と論じられる。また第二に、われわれが自分に向けられた言葉に反応せずにいることの著しい困難について言及し、誰かに言葉で呼びかけられれば、われわれは呼びかけられる以前と同じではいられないという事実から、われわれは相互に相手の意識に侵入できる、と論じている。さらにコースガードは、ネーゲルの議論をもちだして次の如く論じる。われわれが言葉をノイズとしてではなく言葉として聴いてしまうことは、自分が「何者か」であると自覚することに他ならない。それゆえに、私も他者も自らを「等しくリアルな他者の中の一人格(何者か)」だと同定することになる。その限りにおいて、私は他者に対して法則(目的)たりうる。すなわち、私と他者は互いの「人間性」の価値を認め合い、互いに責務を負わせることができるのである。

(おくだたろう 京都大学リサーチアソシエイト)